

# 第6章 快適で住みよい環境の保全と創出

## 第1節 都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出

主な環境指標（実績／目標）  
 ◇1人当たり都市公園面積 8.72m<sup>2</sup>（22年度）  
 ／9.5m<sup>2</sup>（27年度）

### 第1 都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出に関する施策

#### 1 緑の空間の保全と創出

緑は、都市環境にうるおいとやすらぎをもたらすなど、自然と人間が共生する生活環境を形成するうえで重要な役割を担っており、都市部においては、樹林地や水辺地等、既存緑地の保全に努めるとともに、都市公園の整備促進等、緑の創出に努めることが必要である。

市町村では、「緑の基本計画」により推進しており、24年4月1日現在12市町村が策定している。

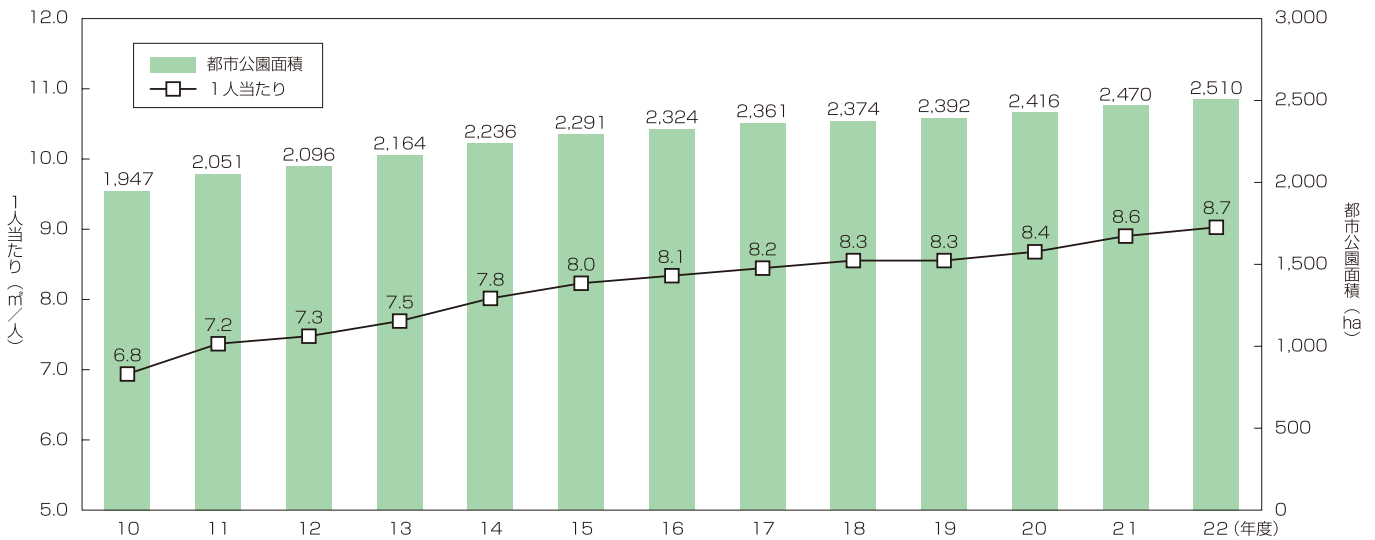
##### (1) 緑の保全対策

都市計画区域内において良好な自然環境を形成する緑地の保全を図るため、24年4月1日現在21地区1,081.5haを風致地区として、1地区24haを特別緑地保全地区として指定している。

##### (2) 都市公園の整備

緑豊かなゆとりとうるおいのある生活環境の形成をめざし、緑の拠点となる都市公園の整備を推進している。

本県における都市公園（都市計画区域外の特定地区公園を含む）は、23年3月末現在44市町村で1,817箇所、面積2,510.41haが開設されており、都市計画区域内人口1人当たりの公園面積は8.72m<sup>2</sup>となっている。



図表 6-1-1 都市公園面積の推移（総面積，1人当たり）

##### (3) 公共施設等の緑化の推進

都市の緑化を総合的かつ効率的に推進するため、学校や道路等公共施設の緑化を含めた多面的な緑化施策の展開が望まれている。

そのため、都市における緑の核となる都市公園の整備を進めるとともに、住民や団体の参加と協力を得て、都市緑化普及啓発のため各県営都市公園等で「都市緑化祭」を春と秋に開催している。

#### 2 都市地域の農地の保全と活用

市街化区域内農地の無秩序な開発による生活環境の悪化を未然に防ぐため、24年4月1日現在387地区93.0haを生産緑地地区として指定している。

#### 用語解説

**風致地区**  
 「都市の風致を維持するため定める地区」で、都市の樹林地・水辺等の良好な自然的環境を維持するため定め、都市における生活環境をより快適にするものである。

**特別緑地保全地区**  
 都市計画区域内の樹林地、草地等の緑地で、都市緑地法の規定に基づいて定める地区。

**生産緑地地区**  
 市街化区域内の農地等について、計画的に保全し、良好な都市環境の形成に貢献することを目的として、生産緑地法の規定に基づいて定める地区。

### 3 うるおいのある快適な都市空間の創出

#### (1) 都市景観形成の推進

「景観形成条例」に基づき、大規模な建築物等の新築、増改築等や土地の形質の変更に係る行為について届出を義務付け、周辺景観と調和した景観形成の誘導を図るなど、地域の特性を生かした景観形成に努めている。

また、「屋外広告物条例」により、屋外広告物の表示の場所、方法等について必要な規制を行うとともに、「屋外広告物のてびき」などにより、屋外広告物に関する制度や内容等の周知に努めている。

そのほか、良好な町並み、景観や緑の維持・形成のため、24年4月1日現在59区域221haで建築基準法に基づく建築協定を結んでいる。

#### (2) 電線類の地中化の推進

都市景観の向上と、安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、7年6月から施行された「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき電線類の地中化を推進している。

23年度は、県道取手東線（取手市）外25路線において電線共同溝の整備を進めた。

#### (3) 交通安全施設等の整備

安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図るため、「特定交通安全施設等整備事業の実施計画」に基づき、交通事故の多発している道路や緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、歩道設置や交差点改良などの整備を行っている。

また、自転車交通の安全を確保するとともに、快適なスポーツ・レクリエーション活動に資することを目的として、霞ヶ浦自転車道（潮来市～土浦市）や（仮称）岩瀬桜川自転車道（桜川市）の整備を推進した。

#### (4) まちづくり推進事業の実施

住民がまちづくりに関心を持ち、まちづくりに自ら積極的に参加するような環境づくりを進めるため、まちづくりシンポジウムを開催するとともに、まちづくりに功績のあった住民等を広く表彰するうるおいのあるまちづくり顕彰事業を実施し、23年度は3件表彰した。

#### (5) まちづくり支援事業の実施（合併市町村まちなか活性化支援事業）

中心市街地の歩道設置や電線類の地中化等の整備を促進することにより、生活環境の向上、市街地のにぎわいの創出を図る。

23年度は、歩道（坂東市、笠間市）や電線類の地中化（桜川市、那珂市）の整備を推進した。

## 第2 今後の取り組み

### 1 緑の空間の保全と創出

#### (1) 緑の基本計画策定と地域地区指定促進

市町村の緑の基本計画策定を促進するとともに、風致地区の指定や、<sup>\*</sup>緑地協定などを活用し、都市計画区域内において良好な自然環境を形成する緑地の保全・創出を図る。

#### (2) 都市公園の整備

偕楽園公園、笠間芸術の森公園、鹿島灘海浜公園、茨城空港公園等の県営都市公園の充実に努めるとともに、市町村の行う都市公園整備についても積極的に助言・協力を行う。

#### (3) 公共施設等の緑化の推進

都市における緑の核となる都市公園の整備や学校等の緑化を図るとともに、これをネット

ワーク化し都市の緑の骨格づくりのため道路等の緑化に努める。

また、市街地の大半を占める民有地の緑化など、住民等の広範な参加と協力を得て、都市緑化推進運動を各県営公園等で展開するなど、官民一体となって、緑化の普及啓発活動を進めていく。

### 2 都市地域の農地の保全と活用

市街化区域内農地等で、公害や災害を防止したり、都市の環境を守る役割を果たしているものや、公共施設等の敷地として適しているものについては、市町村における生産緑地地区の指定を促進する。

#### 用語解説

緑地協定

「都市緑地法」に規定され、都市の良好な環境を確保するため、土地所有者等の全員の合意によって区域を設定し、市町村長の認可を受け、緑地の保全及び緑化を推進する制度。

### 3 うるおいのある快適な都市空間の創出

#### (1) 景観形成の推進

「景観形成条例」の適正な運用を図るとともに、市町村が行う景観行政に対する指導助言や景観に関する広報啓発を推進する。

また、屋外広告物の適正な表示を推進するため、屋外広告物制度の広報啓発や、違反広告物の是正指導を進めるとともに、住民参加による違反広告物の除去を行う茨城県まちの違反広告物追放推進制度を実施する。

さらに、良好な住環境の形成のため建築協定の活用を推進する。

#### (2) 電線類の地中化の推進

電線類の地中化による道路の景観の向上と安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、24年度も県道取手東線外22路線で引き続き電線共同溝の整備を実施する。

#### (3) 交通安全施設等の整備

「特定交通安全施設等整備事業の実施計画」に基づき、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図るため、歩道設置や交差点改良など計画的な整備を進める。

さらに、霞ヶ浦自動車道（潮来市～土浦市）や（仮称）岩瀬桜川自動車道（桜川市）などの整備を推進する。

#### (4) まちづくり推進事業の実施

まちづくり推進事業として、まちづくりシンポジウム及びうるおいのあるまちづくり顕彰事業を実施する。

#### (5) まちづくり支援事業の実施（合併市町村まちなか活性化支援事業）

地方分権の進展に伴い市町村の役割が増大することや住民のまちづくりに対する関心の高まりに対応し、特に合併市町村の駅前や中心市街地等において、都市再生整備計画事業を活用して市町村が国・県道（現道）の歩道整備等を行う場合には、整備に要する費用の一部を県が助成したり、調査・設計及び工事等の業務を県が受託することによって、地域の個性を活かしたまちづくりを支援する。

## 第2節 歴史的環境・自然景観の保全と活用

主な環境指標（23年度）  
◇文化財指定数（累計） 3,134箇所

### 第1 歴史的環境・自然景観の保全と活用に関する施策

#### 1 歴史的・文化的遺産の保全と活用

##### (1) 文化財の保護と史跡の公有化の推進

###### ア 史跡名勝天然記念物の指定

「文化財保護法」に規定する文化財のうち、<sup>\*</sup>史跡、<sup>\*</sup>名勝及び<sup>\*</sup>天然記念物を総称して記念物といい、国・県・市町村はそれぞれの段階の特色に応じて指定を行い、その保護を行っている。

図表 6-2-1 記念物の指定状況 (24年3月31日現在)

記念物の区分	国指定	県指定	市町村指定	合計
史跡	28(3)	60	365	453(3)
名勝	2	5	12	19
天然記念物	8	60	267	335
合計	38(3)	125	644	807(3)

注：( ) は内数で特別史跡〔特に重要なものとして文部科学大臣が指定したもの〕

記念物は、その内容が自然環境と極めて密接な関連を有しており、文化財としての指定は原則として指定時の現状を保存することを前提としている。

指定された各記念物の指定価値を損なう現状変更等は原則として認められておらず、保護・保存が図られている。

##### イ 保護対策

###### (ア) 史跡の公有化と整備

史跡は直接自然環境に関わるものではないが、その多くは良好な自然環境を維持している。

本県では史跡のより一層の保護を図るため、良好な歴史的環境を維持し、広く活用を図る目的で史跡公園等の整備を促進している。

なお、この事業に対しては、市町村等が実施する事業の経費の一部を県が助成している。

###### (イ) 名勝の整備

名勝の存在は自然環境に支えられている。したがって、その保護は、そのまま自然環境の保護につながるものである。

###### (ウ) 天然記念物

天然記念物は自然そのものであり、動物の生息条件は植物以上に周辺の環境に左右され、自然環境の変化を如実に反映する。

なお、植物の指定には名木、巨樹、老木等の単木のほか、植物生態学上の視点による自然林や樹叢の指定がある。

##### (2) 指定文化財の所有者・管理者への支援

国・県指定文化財の保存修理、防災設備等に対し補助金を交付している。

文化財の保護のための支援を進めることによって、地域住民の文化財保護の意識の高揚を図っている。

##### (3) 文化財保護意識の高揚と人材の育成

市町村の文化財保護審議会委員や地域で文化財保護活動をしている者を対象に、表彰や講演会を実施し、文化財の保護や活用を推進している。

##### (4) 文化財に関する資料の刊行等

新たに指定・登録された文化財の解説と国・県指定文化財、登録文化財を掲載した「茨城の文化財」を刊行するとともに、遺跡台帳（埋蔵文化財包蔵地調査カード）や「茨城県遺跡地図」を完備・更新し、埋蔵文化財の保護活用と遺跡の有無の照会、開発事業との調整の円滑化を図った。

## 第2 今後の取り組み

### 1 歴史的・文化的遺産の保全と活用

史跡については、計画的な土地の公有化について、市町村に助言・支援を行い、史跡公園等の整備・活用を促進する。

また、名勝や天然記念物については、現状保存とともに、周辺環境の整備を促進する。

#### 用語解説

##### 史跡

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、歴史上又は学術上価値の高いものうち重要なもの

##### 名勝

庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で、芸術上又は鑑賞上価値の高いものうち重要なもの

##### 天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）、及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）、で、学術上価値の高いものうち重要なもの

## 第3節 自然災害の防止

主な環境指標（実績／目標）

◇河川改修率 56.5%（22年度）／57.9%（27年度）

◇急傾斜地崩壊対策事業整備率 28.1%（22年度）／28.4%（23年度）

### 第1 自然災害防止対策

#### 1 水害・海岸災害の防止

##### （1）水害の防止

地域開発の進展に伴う人口の集中化・都市化に対処し、河川流域住民を洪水の被害から守るため、河川改修やダム事業を推進するとともに、大規模開発など流域の開発が著しい河川については、防災調節池等の整備と合わせて改修を進めている。

23年度は、桜川など37河川（40工区）で、改修事業を実施した。

##### （2）海岸災害の防止

飛砂防備保安林等に指定されている海岸防災林は、気象や土壌などが極めて悪いうえ、飛砂や潮風などの被害を受けやすく、また、本県の海岸は近年、気象の変化等により侵食性海岸になっている。このため、防潮護岸工を施工するとともに、人工砂丘や静砂垣を設置し、植栽工等を実施した。

また、高潮や侵食の被害を防止するため、護岸やヘッドランド等の整備を実施しており、23年度は、鹿嶋海岸など6海岸で実施した。

#### 2 地震災害の防止

災害に強い都市環境の形成を図るため、駅前や中心市街地を中心に市街地再開発事業や、土地区画整理事業を推進している。23年3月末現在で、市街地再開発事業は13地区、土地区画整理事業は292地区が完了している。

また、防災空間確保のための防災公園や、住民の避難、消防活動、緊急輸送のための道路の整備を図るとともに、茨城港常陸那珂港区において耐震強化岸壁を供用している。

そのほか県耐震改修促進計画に基づき、県有施設の耐震化の推進、木造住宅耐震診断への助成、市町村の耐震改修促進計画策定促進を行っている。

#### 3 土砂・山地災害の防止

##### （1）土砂災害防止施設の整備推進

砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業により、土砂災害防止施設の整備を図っている。

23年度は、砂防事業は宝明沢など11溪流、地すべり対策事業は大塚地区など3地区、急傾斜地崩壊対策事業は上田沢地区など25地区の整備を実施した。

##### （2）土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定推進

土砂災害から県民の生命・身体を守るため、土砂災害警戒区域等の指定に努めている。

23年度は、坂東市など6市村（132箇所）で指定を実施した。

##### （3）予防治山や復旧治山の推進

山地において台風や集中豪雨等の天然現象によって発生した崩壊地や、崩壊の可能性が高く、崩壊土砂の流出により下流に被害を与えるおそれがあり、緊急に防止工事を要する箇所について、「地域森林計画」に基づき治山ダム工や山腹工、森林造成のための植栽工を実施した。

##### （4）保安林の適正配備と機能の維持・向上

土砂災害等山地災害を防備する目的で土砂流出防備及び土砂崩壊防備保安林を指定しており、本県では主に県北山間部に配備し、面積は23年度末で3,891haとなっている。

また、保安林の機能が高度に発揮できるように保安林整備事業等により整備を進めている。

##### （5）土砂災害に対する防災意識の高揚

毎年6月の土砂災害防止月間に市町村とともにがけ地のパトロールを実施している。

また、小・中学校生徒を対象に「土砂災害防止に関する絵画・作文」を募集・表彰して、土砂災害に対する防災意識を高めている。

## 第2 今後の取り組み

### 1 水害・海岸災害の防止

#### (1) 水害の防止

河川改修を重点的に推進するとともに、大規模開発など流域の開発が著しい河川については、防災調節池等と合わせた改修を推進することとし、24年度は、改修事業については、桜川をはじめ34河川（37工区）で実施する。

#### (2) 海岸災害の防止

24年度は、東海村白方など5か所で防潮護岸工等を施工するとともに、東海村豊岡など4か所で樹木の成長を促すため、静砂垣を設置し植栽工を実施する。また、東日本大震災により被災した北茨城市神岡上ほかの防潮護岸工を早急に復旧する。

さらに、鹿島灘海岸で、養浜による侵食対策を実施する。

### 2 地震災害の防止

市街地再開発事業や土地区画整理事業の面的整備について支援等を行い、災害に強いまちづくりを推進する。また、防災公園や、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線の整備を推

進する。そのほか、建築物の耐震化を図るため、県耐震改修促進計画に基づく各種施策を推進する。

### 3 土砂・山地災害の防止

砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業による土砂災害防止施設の整備と、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

また、荒廃山地の復旧及び荒廃危険山地の崩壊を未然に防止するため、24年度は常陸大宮市三美など10か所で山復工や治山ダム工等を実施する。また、東日本大震災により被災した大子町浅川ほかの山腹崩壊地を早急に復旧する。

そのほか、保安林の機能が高度に発揮できるよう保安林整備事業等を進めるとともに、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報や補足する情報を、県のホームページ等から市町村、県民に配信し適切な避難ができるよう、避難体制の支援を図る。